

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年4月16日)

開催日及び場所			令和6年12月9日（月曜日）九州森林管理局4階第2会議室			
委員			渡 邊 剛 （弁護士） 諏 佐 マ リ （熊本大学法学部准教授） 永 里 慎 祥 （公認会計士）			
審議対象期間			令和6年7月1日～9月30日			
審議対象案件			1 5 6 件 うち、1 者応札案件 7 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件			1 0 件 うち、1 者応札案件 5 件 (抽出率 6 %) (抽出率 7 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指名競争	公募型指名競争			
			工事希望型競争			
			その他の指名競争			
		随意契約		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
	業務	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指名競争	公募型競争			
			簡易公募型競争			
			その他の指名競争			
		随意契約	公募型プロポーザル			
			簡易公募型プロポーザル			
			標準型プロポーザル			
			その他の随意契約		1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	物品・役務等	一 般 競 争		4 件 うち、1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指 名 競 争				
		随意契約（企画競争・公募）				
		随意契約（その他）		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
	(特記事項)			特になし		

	質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	○指名停止等について ・誤って伐採とあるが、誤った過失すべてが不正又は不誠実な行為という事になるのか。また、被害の程度が低くても該当するのか。 ・過失で行った場合、時価相当額で損害賠償すれば過失が治癒されたとの考えで、不正には当たらないという考え方もあるが、そういった考え方はとらないのか。	・誤って伐採したことは、程度に関わらず不誠実な行為になるものと考えます。 ・今回の指名停止については、業者の行為は故意に行われたものではありませんが、現場責任者の安易な作業指示や、社内の安全教育等にも不備があったため、局が指名停止を行い損害賠償請求も行っています。
	○抽出事業について ・No.1(白木川内林道改良工事)について、資料に2回で落札とあるが、どういった経緯で2回となったのか。 ・令和4年度に入札を行ったが応札者がいなかったということだが、これまでの間はそのままだったということか。 ・令和6年3月の労務単価等を使用し積算されているが、落札率が高いという事は、今回の積算が低かったということではないのか。 ・No.2(大戸野地区治山工事(関連災))について、災害関係の工事箇所は、視認により危ない箇所だと判断するのか。 ・No.3(令和6年度岡原林道災害復旧工事)について、随意契約の理由書に入札者が見込めないとあるが、詳しく説明されたい。 ・現場代理人の資格にはどのようなものがあるのか。 ・No.4(境界検測(沖縄森林管理署不要存置林野国有林))について、境界検測をやっていないところは多いのか。 ・入札公告の訂正公告が2回出されているが理由があるのか。 ・No.5(治山災害復旧調査業務(宮之浦嶽地区ほか))について、見積り徴収先の業者は決められているのか。 ・見積金額に大きな差があるが、落札業者はどういった会社なのか。 ・業者の積算で一般管理費を低く設定するとなると、昨今の労務単価を高くしていこうとしている現状に反してしまうのではないかと懸念と、大手の会社が低い価格で落札し、小さな会社を排除していくという懸念があるが、そういう会社ではないのか。	・第1回の入札で予定価格を超えて不落となったが、予定価格と入札額との差が大きくなかったことから、再入札を同日、時間を変えて実施したところだ。 ・令和4年度に発注したが応札者が無く入札取り止めとしていたため、これまで工事等は行われていません。 ・適正な利潤を提供するという使命もあり、低く設定したり高く設定したりすることはありません。積算に当たっては必携に基づくほか、これまでに実績のない工種等には見積を適用し積算を行っていることから、落札率が高いのは予定価格が低かったということではありません。 ・今回の工事箇所は、以前に林道工事を予定した際に地滑りの兆候が見られた箇所と、職員も危険箇所との認識があったことから、今回、地すべり防止工として発注したものです。 ・地域の事業者の手持ち工事が多く、加えて人手不足もあり入札を行っても応札者が見込めないため随意契約としたもの。作業員不足もあるが、工事には現場代理人が必須であることから、手持ちの工事が多くと技術者が確保できず、入札にも参加できないということもあります。 ・一級土木施工管理技士等の建設土木に係る資格を有していなければならない、会社として人員を確保できないということはあると思います。 ・特に沖縄は整理が進んでいないため、整備方針が策定されており、その方針に基づき計画的な業務の発注を行い、検測を進めているところです。 ・1回目は広告期間中に改正が行われたための訂正で、2回目は事務的な追加項目の訂正となっています。 ・年度当初に緊急随契の見積先を公募で行い、見積案内先を決めています。 ・県の調査もおこなっており、局での実績もあります。会社としての実績を積み上げるために今回の業務を受注された結果によるものと思います。 ・そういうところではありません、会社の積算でも労務費は適正に積算されていることを確認しています。

	・No.6(東嶽国有林68森林整備事業(保育間伐【活用型】請負))について、保育間伐事業とはどういったものか。 ・No.7(大笹柄国有林森林整備事業(誘導伐:密着造林型(一貫作業))請負)について、この入札は1号物件、2号物件とあるのはなぜか。 ・一物件にまとめるより分けた方が入札参加者が多くなるということがあるのか。 ・No.8(マツケムシ駆除(地上散布作業外)請負)について、説明では、外の業者がいないということではないとの説明だったが、外の業者からの見積もりは取られていないのか。 ・予決令では出来るだけ複数の業者から見積もりを取るようになっているが、内部的な規程等でこの業者のみに見積もりをとることで良いというものがあるのか。 ・この事業は毎年行うものか。 ・指定薬剤というのは、発注者側で決めた薬剤という事か、薬剤は複数あるのか。 ・No.9(大隅森林管理署収穫調査委託(分収造林))について、この箇所を調査委託として発注する理由等あるのか。 ・No.10(物品の購入(現場用品))について、業者によっては割引価格を使用する場合があるが、今回の入札ではそのようなことはなかったということか。 ・積算に当たって、官公庁への割引価格というものは無かったという事か。 ・今回の契約は代表取締役ではなく店長となっているが、店長による契約とした根拠はあるのか。 ・説明の中で、付属品の価格で入札額に差がついたのではないかという事だったが、落札率が高いのはなぜか、また、付属品については指定されたものがあったのか。 ・説明の中で、ICTを活用した業務の効率化のために必要とのことであったが、局発注ではなく林野庁での一括購入とすることは出来なかったのか。	・立木の成長を促すため、間伐を行い林内に光を入れる作業となります。活用型はそこで出た材を搬出して市場等で販売するもの、存置型はまだ若い材や材質等が悪いものをそこに残しておくというものになります。 ・1号物件と2号物件の履行場所が離れているため、別々の物件としたものです。 ・事業の内容にもよると思いますが、林業事業体も作業員の高齢化や人手不足は深刻で、新規参入も見込めない状況となっており、入札参加者の対応を考えて2物件としたところ です。 ・再再入札に対して、応札者が当該随意契約予定者1者のみの応札であったことから、外の業者からの見積りは取っていないところ です。 ・規程等はありませんが、応札された業者は受注する意思があるということで、応札業者へ見積依頼をしています、外にも経験、実績等を勘案して選定しているものと考えます。 ・毎年発注しています。 ・発注者側で、環境等への影響を勘案し指定しているもので、外にも薬剤はあります。 ・分収造林等の第3者との契約を行っている箇所、計画書に掲載された年度に伐採をおこなうためその前年度に調査を行っています。 ・ありませんでした。 ・積算については、割引価格の設定はありませんでした。 ・代表取締役からの委任状が提出されており、委任状に基づき店長での契約となっています。 ・付属品についてはその機種専用という指定はありますが、積算は正規の価格としており、落札業者が直営店であったことから予定価格と業者の積算に差が無かったものと思われ ます。 ・この製品は一度に納品できる数が決まっており、本庁一括購入が出来ないため局において発注を行ったものです。
委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課